

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第85回本部会議 記録

日 時／令和3年11月19日(金)

15:30～16:11

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（小玉副知事）】

これより、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の第85回本部会議を開催します。

まず、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」、「国の基本的対処方針の変更」及び「道内の感染状況等」について、感染症対策局長から説明願います。

【佐賀井感染症対策局長】

資料1をご覧いただきたいと思います。11月12日に政府対策本部で決定されました「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組みの全体像」について、ご説明をいたします。

全体の構成としましては、基本的な考え方のほか、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保、国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復といった4部構成となっております。また、スライド3になりますけれども、下段の方ですが、感染状況を評価する新たな基準の考え方についてということで、スライド4・5になりますけれども、その概要に係る資料を添付してございます。それでは、以下、その概要についてをお話をさせていただきたいと思います。

スライド1に戻っていただいて、基本的考え方についてでございます。ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、また、発見から早期治療までの流れをさらに強化いたしますとともに、最悪の事態を想定いたしまして、次の感染拡大に備えとされております。この夏の感染拡大や今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、また、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進めることとされておまして、こうした取組により、重症化抑制や病床ひっ迫が生じにくく、感染拡大が生じましても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となり、今後は、こうした状況の変化の下、感染リスクを引き下げながら、経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図るといったことなどが示されてございます。

次に、スライド2でございます。具体的な柱に沿ってご説明いたしますが、まず、1 医療提供体制の強化でございます。項目1 病床の確保や臨時の医療施設の整備では、入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につながる体制を11月末までに整備するとされてございます。

次に、2 自宅や宿泊療養者への対応では、全ての自宅・宿泊療養者に、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとりまして、健康観察や診療を実施できる体制を確保するとされてございます。

続いて、3 医療人材の確保等では、感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できますよう、医療人材の確保や配置調整を担う体制を構築するとされてございます。

次に、4 ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」です。医療体制の稼働状況を国の医療機関等情報支援システムいわゆるG-MISやレセプトデータなどを活用いたしまして、徹底的にこれらを見える化するということになってございます。

続いて、5 さらなる感染拡大時への対応では、一つ目といたしまして、今後、地域によって、仮に感染力が2倍を超える水準になって、医療のひっ迫が見込まれる場合に国民に更なる行動制限を求めることや、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、

緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講ずること、また、二つ目としまして、感染力が2倍を超え、例えば3倍となって、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合、大都市のように感染拡大のリスクが高く、病床や医療人材が人口比で少ない地域などは、その地域以外の医療機関に、コロナ以外の通常医療の制限措置を行い、医療人材派遣等を行うよう、国が要求・要請を行う。さらには、こうした措置が速やかに解除されるよう、国民に、更なる行動制限を求めるといようなことが示されてございます。

スライド3でございます。まず、一番上の2 ワクチン接種の促進でございますが、11月中に希望する方への接種を概ね完了する見込みとなってございまして、12月からは追加接種を開始するとされてございます。また、この追加接種対象者のうち、希望する全ての方が接種を受けられるよう体制を確保するというところでございます。

続いて、3 治療薬の確保でございます。経口治療薬ですけれども、治療へのアクセス向上をさせるほか、その重症化予防効果によりまして、国民が安心して暮らせるようになるための切り札ということで、年内の実用化を目指すとともに、その必要量を確保するとされてございます。

4 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復では、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できますよう、行動制限の緩和の取組を進めていくものとされておりました、その具体的な内容ですが、基本的対処方針において示すとされてございます。そのポイントとしましては、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の拡大や環境整備、また、電子的なワクチン接種証明、感染状況を評価する新たな基準の考え方、新型コロナの影響を受ける方々への支援などについて、取組を進めていくこととされてございまして、このうち、感染状況を評価する新たな基準の考え方につきましては、この後のスライド4で説明をさせていただきます。

それでは、スライド4をご覧くださいと思います。ワクチン接種が70%を超える中、医療のひっ迫の状況に重点を置いたレベル0からレベル4までの5段階のレベル分類が示されてございます。新たな判断指標といたしまして、予測ツールを用いて3週間後に必要とされる病床数を推計して確保病床数に到達する場合、又は病床・重症病床使用率が50%を超えた場合にレベル3とし、例えば、緊急事態措置など強い対策を実施することとされてございます。一方、レベル2の指標では、病床使用率や新規感染者数を含め、都道府県が具体的な数値を設定することとされてございます。

続いて、スライド5をご覧くださいと思います。レベルごとの感染状況や医療提供体制、また、これらに係る措置内容を示してございまして、こちらにつきましては、後ほどご参照いただければと思います。資料1については以上でございます。

続きまして、資料2でございます。本日開催されます政府対策本部におきまして、基本的対処方針が全面的に改定される見込みでありますため、現時点における情報を元に、そのポイントをご説明いたします。

まず、1 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針についてでございます。先ほど資料1でご説明いたしました次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像、これを踏まえまして、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できますよう、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保を対策の大きな柱といたしまして、取組を進めていく方向性が示される見込みとなっております。また、同じく、先ほどの資料1でご説明いたしました新たなレベル分類の考え方を踏まえた感染防止対策といたしまして、緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3あるいはレベル2相当で総合的に検討することとされる見込みでございます。

続いて、スライド2をご覧くださいと思います。2 新型コロナウイルス感染症の実施に関する重要事項についてでございます。先ほどの全般的な方針を踏まえました取組

の重要事項について示される見込みでございまして、ワクチン接種の進捗を踏まえつつ、検査やまん延防止、医療提供体制の強化や経済・雇用対策などの事項、とりわけ、まん延防止では、第三者認証制度などを活用いたしまして、行動制限を緩和することなどが記載される見込みとなっております。なお、行動制限の緩和などの詳細につきましては、後ほど、スライド3以降の資料をご参照いただければと思います。資料2の説明は以上でございます。

引き続きまして、資料3 道内の感染状況等についてでございます。道の警戒ステージの指標についてでございます。前の週との比較で見ますと、昨日時点で、旭川市・札幌市を中心に新規感染者数が大きく増加するなど、感染経路不明割合を除きまして、前の週を上回っている状況でございます。続いて、スライド2になります。各圏域ごとの状況について見ますと、集団感染事例が確認されてございます旭川市を含む道北圏や札幌市におきまして、新規感染者数が前の週を上回っておりまして、病床使用率や療養者数も増加傾向にございます。一方、その他の圏域におきましては、新規感染者が発生していない圏域も複数あるなど、現時点におきましては、全道への感染の拡大は確認されていない状況でございます。

続いて、総評でございます。感染状況ですが、旭川市内において感染確認が継続してございます。また、札幌市内の医療施設において大規模な集団感染が確認されまして、全道の新規感染者数がこれらによって押し上げられている状況でございます。

医療提供体制です。療養者数、入院患者数につきましても、旭川市、札幌市の新規感染者数の増加に伴って、増加してございます。

ワクチンです。道民の78%を超える方が1回目の接種を、また、75%を超える方が2回目の接種を終えてございます。追加接種、いわゆる3回目ですが、2回目接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に、12月から順次開始されるということでございます。

今後の対策です。気温が低下し、屋内での活動が増えますとともに、今後、忘年会等の行事など、社会経済活動の活発化が想定されますことから、引き続き、換気を含めた基本的な感染防止行動の実践を呼びかけてまいります。特に旭川市内におきましては、旭川市と連携をいたしまして、引き続き、積極的疫学調査の徹底ですとか、幅広い検査によりまして、感染経路の把握、また、濃厚接触者の特定に取り組んでまいります。さらには、飲食店や市民への注意喚起に加えまして、ワクチンの未接種者への接種の促進を図ってまいります。さらに札幌市内における集団感染の抑え込みに取り組むことに加えまして、医療施設での感染予防策について、あらためて、その周知徹底を図ってまいります。

続いて、次の感染拡大に備えて、国が示す全体像を踏まえながら、保健・医療提供体制の確保、また、新たなレベル分類に基づく、道の警戒ステージの見直しの検討や、第三者認証制度の普及促進などに取り組んでまいります。3回目接種に向けまして、ワクチンの円滑な供給など、市町村への支援などにも取り組んでまいります。

最後に、総体的な対策といたしまして、新規感染者数をはじめ、現在、道の警戒ステージ2の水準を超えている状況にございますけれども、先ほどからご説明いたしておりますとおり、旭川市や札幌市の感染拡大によりまして、全道の感染者数が押し上げられ、特に札幌市内では医療施設の集団感染であるということもございますので、今後、これ以上に感染が広がらないよう、様々な対策にしっかりと取り組みながら、毎日の感染状況につきましても、慎重にモニタリングしてまいりたいと考えてございます。

続いて、スライド4以降について、何点か補足としてご説明いたします。まず、スライド13をご覧いただきたいと思っております。11月のこれまでににおける集団感染ですが、旭川市・札幌市を中心に、6件発生しておりますものの、7月から9月までに比べ大きく減少して

ございまして、件数としましては、10月と同程度となっております。

続いて、スライド14をご覧いただきたいと思います。最近の集団感染の発生状況を見ますと、件数は少ないものの、継続的に発生してございまして、特に旭川市におきまして飲食店等を中心に集団感染が複数確認されておりますほか、直近では、札幌市の医療機関において大規模な集団感染が発生しているところでございます。

続いて、スライド15をご覧いただきたいと思います。札幌駅周辺の人出の状況でございますが、先月末に緊急事態宣言が解除されて以降、昼、夜ともに増加傾向が続いている状況でございます。スライド16をご覧いただきたいと思います。すすきの駅周辺における人出の状況につきましても、緊急事態宣言が解除されて以降、増加傾向にございまして、特に夜の人出が増加が継続している状況でございます。

スライド20をご覧いただきたいと思います。ワクチンの追加接種についてでございます。3回目接種、追加接種につきましては、今週月曜日、15日でございますが、国の審議会での議論を踏まえまして、この表にございまして、感染拡大防止、また、重症化予防の観点から、12月から順次実施することとされたところでございまして、道といたしましても、市町村との調整を鋭意進めてまいります。主なポイントといたしましては、対象者は、18歳以上の2回目の接種の完了者の方々、使用するワクチンにつきましては、1回目・2回目接種に用いましたワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNAワクチン、いわゆるファイザーかモデルナということになりますが、そういった2種類のワクチン。それから、2回目接種完了からの接種間隔ですけれども、原則8か月以上、地域の感染状況、クラスターの発生状況など非常に特殊な状況の場合には、事前に厚労省と相談した上で、6か月以上で接種した場合も予防接種法に基づく接種の扱いは変えないという扱いになってございます。職域接種につきましても、来年3月以降に実施可能となることとされてございます。

スライド21をご覧いただきたいと思います。こちらに記載のとおり、国から示されております追加接種に係るスケジュールと使用するワクチンの道内への供給見通しなどにつきましては、後ほどご参照いただきたいと思っております。道内には、2月までの間に、ファイザー社製が約99万回分、モデルナ社製が約72万回分供給される見込みとなっております。12月以降に配送されるワクチンの市町村ごとの配分量につきましては、今後、道として、別途決定をいたして、通知をする予定となっております。

続いて、スライド22をご覧いただきたいと思っております。まず一つ目の○でございますが、5歳から11歳の小児への接種につきましては、国の審議会で、その有効性や安全性を整理した上で引き続きの議論ということになりましたが、国からは、早ければ来年2月頃から接種が開始される可能性を念頭に、自治体においては準備を進めるよう通知がありましたことから、道といたしましても、国からの情報収集や市町村との調整に努めてまいります。

二つ目の○でございます。道が構築し、道内市町村向けに公開・提供してございます北海道新型コロナウイルスワクチン接種総合システムにつきまして、追加接種での利活用について、ご検討いただけるよう、YouTubeに紹介動画をアップしてございますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

最後に、一番下でございます。インフルエンザワクチンなど他のワクチンと新型コロナウイルスワクチンの同時接種はできないこととされておりますことから、その接種間隔につきましては、2週間空けていただく必要があることはもとより、インフルエンザワクチン接種が本格化する時期となりましたため、あらためて、こうした点にご留意いただくよう、一つ上の○にございまして、各種の情報発信とあわせて、道のホームページなどで注意喚起を実施してまいります。

その他のスライドにつきましては、本日の説明に関するデータでございますので、のち

ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、札幌市の感染状況について、オブザーバー出席いただいております山口感染症担当部長から説明をお願いします。

【山口札幌市感染症担当部長】

資料4に基づきまして、札幌市の感染状況についてお知らせいたします。それでは最初のスライドをご覧ください。新規感染者の1週間の合計でございますが、昨日の11月18日時点で68人、そのうちリンクなしの人数は18人で、割合は26.5%となっております。10月25日から3週間ほど新規感染者数が一桁台と低い水準で推移してはございましたけれども、今週に入りまして、医療機関でのクラスターが確認され、一時的に新規感染者数の増加が見られたことから、感染の広がりには注意が必要と考えてございます。

それでは、次のスライドをご覧ください。札幌市内の入院患者の状況でございます。昨日の時点で入院患者数、黄色の棒グラフでございますが、24人となっております。重症患者数は赤の折れ線グラフですが、お一人となっております。クラスターの影響もありまして、入院患者数は増加に転じてございますけれども、医療機関の負荷については、現状では抑えられている状況でございます。

それでは、最後のスライドをご覧ください。検査数でございます。直近の1週間の検査件数は6,202件、1日あたり約900件となっておりますけれども、陽性率でございますが、昨日の時点で1.1%と、5%未満の低い水準での推移でございます。

今週になりまして、医療機関でのクラスターが確認されておりました、札幌市は関係機関との連携を図り、感染の広がりをできるだけ抑えられるよう取り組んでいるところでございますが、施設内へウイルスを持ち込まない、持ち込ませないためにも、一人一人が基本的な感染対策を徹底し、体調不良を感じましたら出勤を控え、早めに検査を受けていただくなどの行動が必要というふうに考えてございます。

以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、「冬の感染拡大防止に向けて」の改定につきまして、総合政策部長から説明をお願いします。

【濱坂総合政策部長】

資料5 冬の感染拡大防止に向けてをご覧くださいと思います。本日晒されました国の基本的対処方針の変更に伴い、現在道民の皆様をお願いしております冬の感染拡大防止に向けてにおけるイベント開催制限の改定について、お諮りをしたいと思います。

スライド2をお願いします。人数上限や収容率につきましては、これまでと同様、変更はございませんが、参加人数5,000人を超え、収容率50%を超えるイベントを開催する際には、具体的な感染防止策の内容を記載しました感染防止安全計画、これを策定した場合には、収容定員まで人数の制限を緩和するものでございます。なお、感染防止安全計画につきましては、今月25日から受付を開始し、イベント開催の2週間前までに、道に提出をお願いすることといたしたいと考えてございます。

続きまして、お手元にお配りしております資料6をお願いいたします。ただいまご説明いたしました改定案につきましては、有識者及び専門家の皆様のご意見を伺うとともに、

市町村や関係団体にも事前にお知らせをしているところでございます。

有識者や専門家からは、概ね妥当であるというご意見をいただいておりますが、ご紹介させていただきます。① ブレークスルー感染によるクラスターが発生しており、感染予防対策の緩みが心配。今一度、感染予防対策を呼びかけていただきたい。② 徐々に通常の流れに戻していくプロセスは必要だと思っておりますので、引き続き、様々な取組をお願いしたいなどのご意見をいただいたところでございます。

私からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

ただいま説明のありました「冬の感染拡大防止に向けて」の一部改定につきまして、決定することといたしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。それでは、そのように決定いたします。

次に、各部・振興局から、順次発言をお願いします。

まず、経済部次長からお願いします。

【渡邊経済部次長】

北海道飲食店感染防止対策認証制度に係る認証取得促進の取り組みについて、ご報告いたします。資料7をご覧ください。本公示されました国の基本的対処方針案では、認証店につきまして、営業時間や酒類提供の有無に関する制限を緩和することとされております。認証を取得していないとこれらの制限緩和のメリットを享受できないことから、道内の飲食店に対しまして、あらためてこれらの情報を伝え、早期に認証取得いただけるよう市町村、関係団体とも連携しながら、周知の取組を行っているところでございます。

具体的には、資料にありますとおり、11月21日に新聞広告を活用した周知、PRを行うとともに、時短等支援金を支給した道内の約25,000の飲食店へメールや郵送等による周知を行います。また、関係団体や北海道経済産業局の協力も得ながら、事業者の方々への周知をお願いしているほか、各振興局を通じまして、市町村、商工会、商工会議所等にも周知をお願いしているところでございます。今後とも全道の飲食店の方々の認証取得を促進していくため、引き続きご協力をお願いいたします。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、誘客担当局長、お願いします。

【清水誘客担当局長】

11月15日以降の旅行割引事業について、ご報告をいたします。資料8をご覧ください。感染防止対策を決定する新しい旅のスタイルにつきましては、10月15日から再開をいたしまして、11月1日からは圏域設定を解除して実施してきたところでございますが、段階的に緩和を進めていく観点から、これまで同居者または個人に限定していた要件を解除するとともに、11月15日チェックインから12月5日チェックアウトまで、対象期間を延長したところでございます。

次に、道民割についてでございますが、コロナ過で甚大な影響を受けた観光関連事業者を幅広く支援するため、12月6日から12月29日の期間で実施をいたします。予約販売は11月27日正午から開始をいたします。制度は記載のとおりでございますけれども、道民割の実施にあたりまして、新しい旅のスタイルにおける感染防止対策の考え方を取り入れることといたしまして、黙食や黙浴の遵守、マスクの着用、部屋食または予約単位の食事テ

ープルの実施など、利用者の皆様と事業者の方々の双方に引き続きしっかりと対策をとっていただくようお願いすることとさせていただきます。また、感染が拡大し行動制限の要請が行われる場合などは、これまでと同様、圏域区分ごとに事業を停止いたします。

次に、有識者や専門会議の皆様からのご意見でございます。皆様から新しい旅のスタイルと道民割に関して異論がない旨コメントをいただきましたけれども、これに加えて、提唱した旅のスタイル自体は今後も定着の呼び掛けを続けるべき。ワクチンを接種していても、引き続き基本的な感染対策を求めることを周知いただきたいなどのご意見をいただいたところでございまして、今後とも、感染対策に留意しながら取り組みを進めることといたします。なお、これまでに集計いたしました利用者アンケートの概要も添付しております。後ほどご参照いただければと思います。

以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、上川総合振興局長、お願いします。

【佐藤上川総合振興局長】

資料9に基づき、旭川市内の感染状況についてご報告いたします。全国的に新規感染者が減少する中、旭川市内においては10月中旬以降、感染者の発生が継続しておりまして、これまで飲食店5件、有料老人ホーム1件、また、昨日新たに発表された高等学校など合わせて7件の集団感染が発生し、それらの感染者は51人となっております。ここ1週間では、新規感染者が65人、感染経路不明の割合は36%となっております。予断を許さない状況となっているところでございます。

次に、対応状況についてでございますが、旭川市に対し、11月8日から14日までの間、国立感染症研究所から医師2名を派遣していただき、感染対策について調査を行い、必要な助言をいただいたところでございます。その中では、これまでの集団感染などが完全に抑え込まれておらず、広がった可能性について言及されているところでございます。また、本庁コロナ指揮室からも引き続き、保健師を派遣いただいております。振興局からリエゾン派遣している職員とも連携して対応にあたっております。

次に、旭川市の取組としては、今津市長が市民に向けて、あらためて感染対策の徹底を呼びかけるメッセージ動画を発信するなど、SNSを通じた情報発信を行うとともに、飲食店への対応として、繁華街のビルオーナーに対する協力依頼に加え、市内2,150店舗に向けて、マスク着用や換気の徹底を呼び掛けるチラシを配布するなど、啓発活動に取り組んでいるところでございます。また、旭川市保健所や国立感染症研究所の調査によりまして、感染した飲食店の従業員や利用客のうち約8割が2回のワクチン接種を完了していなかったことから、11月8日から市内中心部に設置している臨時検体採取所、こちらは今月末まで期間を延長することとしましたけれども、こちらの方でもワクチン接種を呼びかけ、その場で予約の受付ができるという体制をとっております。さらに今月12日に実施いたしました夜間のワクチン接種については、事前予約の100名に加えて、予約不要の当日設置枠を設けたところ、約130人の利用があったとのこととございまして、旭川市では、今月の27日、28日にも実施を予定しているとのこととございます。また、旭川市では、道の第三者認証制度の取得店に対し、CO2センサーを設置して、適切な環境を行うことを条件として20万円の奨励金を支給する制度を創設しておりまして、来週26日金曜日から申請受付を開始予定と伺っております。旭川市としては、これらの取組をパッケージとして進めることで、感染拡大防止に努めていくとのこととございます。

次に、旭川市と振興局の連携による取組といたしましては、地域コミュニティFMの旭

川市の広報番組に今津市長と私が出演いたしまして、市民に対して感染対策を呼びかけるとともに、市内中心部における広報車による呼びかけを本日から開始しているところがございます。さらに市内へ全戸配布されるフリーペーパーに、旭川市長と振興局長の連名で広告掲載するなど、注意喚起を図っていく考えでございます。また、資料の方にはございませんけれども、こうした対応状況については、管内の市町村との間で適時WEB会議を開催するなど、情報共有を図っているところがございます。上川総合振興局といたしましては、現下の旭川市内の感染状況を一刻も早く抑え、これ以上広げないために、旭川市をはじめ、市町村との連携を一層密にして対応にあたっております。

上川からは、以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

十勝総合振興局長、お願いします。

【水戸十勝総合振興局長】

資料10をご覧ください。十勝の感染状況につきましては、10月8日以降、43日連続でゼロと落ち着いた状況が続いておりますけれども、決して気を抜かず注意喚起を継続して実施をしているところがございます。具体的には、感染拡大対策ということで、これまでも同様に二本立ての考え方で、一つは首長との共同メッセージや広報誌、それから様々な会議を通じた呼びかけなど広い範囲を対象とした取組で、もう一つは、今、注意喚起が必要な方にメッセージが直接届くよう、個別の働きかけを行っております。この個別の働きかけでは、忘年会シーズンを前に今一度、感染対策の徹底をお願いするため、昨日になりますけれども、帯広市と観光社交組合と一緒に、帯広市繁華街のほぼ全ての飲食店を手分けをして直接訪問し、あわせて第三者認証の申請に向けた呼びかけも行っているところがございます。加えて、保育所、それから介護施設などにも直接訪問し、注意喚起を行っております。

次のスライドになりますけれども、ワクチン接種について、振興局では、局内に職域接種の相談窓口を設け対応にあたりるとともに、2回目のワクチンを何らかの理由で接種できなかった方に対しまして、違う会社でも受けられる調整などを行い、11月3日には最後の職域接種が終了し、約16,000人の接種が終了したところがございます。また、自治体のワクチン接種も終盤を迎える中で、自治体がストックするワクチンの量を必要最小限にしながら効率よく管内にワクチンが行き渡るよう、必要なときに必要な分だけ供給できる仕組みとして、道立緑ヶ丘病院と連携し、十勝ワクチン供給センター、これを開設し、運用中でございます。

また、社会経済活動の回復では、振興局独自の十勝元気プロジェクトの一環といたしまして、新しい旅のスタイルなどを活用している市町村の取組に上乘せをする形で、十勝でお泊まりキャンペーンという取組を開催しているところがございます。今後、忘年会・新年会を見据え、感染防止対策のさらなる実施、感染状況を見ながらになりますけれども、事業回復に向けた十勝産品のオンライン販売ですとか、冬の観光プロモーションの実施など、市町村や関係者の方々とアイデアを出し合って、実効性のある取組を進めてまいりたいと考えてございます。

十勝からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

この他、各部、振興局からご発言はございませんか。なければ、本部長からお願いします。

【本部長（知事）】

本日の新規感染者数17人となっております。そのうち、札幌市が9人、旭川市が6人ということで、両市で15人という状況になってます。旭川市での感染確認の継続、そして札幌市の医療施設での大規模な集団感染の影響によりまして、全道の感染者数が押し上げられているという状況にあります。

先週、旭川市に派遣をいただきました国立感染症研究所の分析結果によりまして、8月の感染拡大期に起こった集団感染などが、10月になっても完全には抑え込まれておらず、その感染が福祉施設や繁華街の飲食店などに広がった可能性を指摘されております。このため、現在、旭川市内においては、感染経路の把握や濃厚接触者の特定、飲食店や市民の皆様への注意喚起などの対策に取り組んでいるところであります。また、札幌市内においては、集団感染の抑え込みと、他の医療施設における感染予防策の再徹底などの対策に取り組んでいるところであります。これからさらに感染が広がることを防ぐため、引き続き、旭川市、札幌市としっかりと連携をし、対応してください。

本道では、気温が日ごとに低下をしております。屋内での活動が増えてまいります。今後、忘年会など社会経済活動が活発になってきます。感染リスクが高い時期であることをあらためて全道で共有して、基本的な感染防止行動の実践を強く呼びかけていただきたいと思います。

本日、国の分科会で、全面的に変更されました基本的対処方針、これが示されました。新たなレベル分類の下で、飲食やイベントなどにおける制限の緩和の考え方が示されました。道としては、基本的対処方針、これに基づいて、まず、イベントについて、感染防止安全計画を策定した場合、人数上限を緩和することといたします。11月25日からこの計画の受付を開始いたしますので、速やかにイベント主催者の皆様に対する周知徹底、これを図っていただくようお願いいたします。

また、飲食では、基本的対処方針に基づき、認証店については、今後、感染拡大した場合における営業時間や酒類提供の制限が緩和されることとされています。多くの方々に認証を取得していただけるように、市町村や関係団体と連携をしながら、引き続き、積極的な普及促進を図っていただきたいと思います。

こうした対応のほか、基本的対処方針を踏まえまして、道の警戒ステージの見直しの検討が必要であります。全国知事会とも連携をしながら、国における新たなレベル分類の運用の考え方などを確認して、速やかに見直しの検討を進めるように指示をいたします。

最後にワクチンです。2回目接種完了から原則8か月以上が経過した18歳以上の方を対象に、12月から順次、3回目の接種を開始することとされました。なお、国は、地域の感染状況などにより、例外的に6か月以上での接種も可能となる場合があるとされているわけですが、どのような場合に前倒しできるのかが明確ではありません。市町村などに誤解が生じかねないことから、全国知事会の場合などを通じて、円滑に接種が進められるように、具体的な手続きや基準などについて、国からしっかりと情報収集をし、万全の体制で市町村の支援に取り組むように指示をいたします。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

本部長から指示のありましたことにつきまして、各本部員は必要な対応をお願いいたします。

以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策本部の第85回本部会議を終了いたします。

（了）